

佐賀市立大和中学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき佐賀市立大和中学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策等に関すること。
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること。

(委員会の構成及び委嘱)

第3条 委員は、教職員の他、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、当該学校の校長が委嘱する。

(拡大委員会)

第4条 いじめの内容等により、前条の構成に専門家を加えた委員会を開催することができる。

- 2 前項の専門家として必要であると認められる場合は、学校教育課と協議の上、臨時的に弁護士、警察官等を委員として委嘱することができる。

(外部委員の任期)

第5条 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条で臨時的に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

(委員長)

第6条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らすてはならない。

(会議)

第8条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

- 2 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本校に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。